

## 呉市設計違算に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市が発注する建設工事（呉市上下水道局及び呉市土地開発公社を含む。以下において同じ。）に係る入札執行において、設計違算が判明した場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象は、呉市が発注する建設工事のうち、呉市一般競争入札（事前審査方式）事務処理要綱（平成25年4月1日実施）又は呉市一般競争入札（事後審査方式）事務処理要綱（平成23年4月1日実施）の適用を受ける工事とする。ただし、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約案件の工事は除く。

2 前項の規定にかかわらず、指名競争入札及び随意契約において、設計違算が生じた場合についても本要領を適用する。

(用語の定義)

第3条 この要領において「設計違算」とは、次のとおりとする。

- (1) 単価、数量、図面及び仕様書等の誤り並びに費用の計上もれ等の理由により、予定価格に変更が生じる場合
- (2) 仕様書等、図面及び工事費内訳書の記載誤り（誤字・脱字を含む）

(設計違算の対応)

第4条 市長は、設計違算があったことが判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、入札の公告を行ってから質問回答期限までに、設計違算があったことが判明した場合は、次の条件を全て満たす軽微なときに限り、入札を続行することができるものとする。

- (1) 契約図書において、工事目的物（契約数量）及び工法が計上されていること
- (2) 正しい設計金額を積算した結果、入札参加資格要件の等級格付に変更が無いこと
- (3) 正しい設計金額を積算した結果、経費支出に係る最終決裁権者が、当初設計時より上位の決裁権者に変更とならないこと
- (4) 当該設計違算の金額誤りが増額の場合、予算の担保が得られること
- (5) 当該設計違算の金額誤りが、設計金額の5%以内であること
- (6) 設計違算の内容を入札参加資格者に周知できること

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から実施する。